

岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針

(目的)

第1条 この指針は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定による理容師が理容所以外の場所において行うことができるその業（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定による美容師が美容所以外の場所において行うことができるその業（以下「出張美容」という。）に関し、保健所長が指導する事項について定め、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(出張理容又は出張美容の業務開始届)

第2条 次に掲げる場合にあつて、出張理容又は出張美容を継続して、又はそれを主たる業として岡山市内で行おうとする者は、あらかじめ、理容師美容師出張業務開始届（様式第1号）を保健所長に届け出るものとする。

- (1) 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して出張理容又は出張美容を行う場合
 - (2) 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている者に対して、出張理容又は出張美容を行う場合
 - (3) 社会福祉施設等に入所している者等に対して、出張理容又は出張美容を行う場合
- 2 前項の届出を行おうとする者が理容所又は美容所に従事していない場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
 - (2) 理（美）容師免許証（理（美）容師免許証明書）の写し

(出張理容又は出張美容の変更・廃止届)

第3条 第2条第1項の規定による届出を行った者（以下「業務届出者」という。）が、理容師美容師出張業務開始届の記載事項を変更したとき又はその業務を廃止したときは、速やかに理容師美容師出張業務変更・廃止届（様式第2号）により保健所長に届け出るものとする。ただし、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法第164号）に規定する生活衛生同業組合が主体となつて行う「訪問理容・美容サービス事業」については、変更・廃止届の提出に代えて、6箇月以内毎に実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(作業環境)

第4条 出張理容又は出張美容を行う際の作業環境は、次のとおりとする。

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理容又は出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- (3) 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

(携行品等)

第5条 出張理容又は出張美容を行う際の携行品は、次のとおりとする。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具又は美容器具並びにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の理容器具又は美容器具を安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオル及びこれらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (5) 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

(作業環境の管理)

第6条 出張理容又は出張美容を行う際の作業環境の管理は、次のとおりとする。

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

(携行品等の管理)

第7条 出張理容又は出張美容を行う際の携行品の管理は、次のとおりとする。

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

(従業者の管理)

第8条 業務届出者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、伝染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないものとする。

(衛生的取扱い等)

第9条 出張理容又は出張美容を行う際に講ずべき衛生的取り扱い等は、次のとおりとする。

- (1) 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 作業中、従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- (3) 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (4) 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- (8) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗浄剤を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- (9) 蒸したタオルは消毒済みのものを使用すること。
- (10) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- (12) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

と。

- (13) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (14) 感染症、伝染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- (15) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。
- (16) 消毒等については、岡山市理容所及び美容所における衛生管理に係る行政指導に関する指導指針（平成28年3月29日付け岡保管第2374-1号）に準じること。

（自主管理体制）

第10条 理容師法第11条の4第1項に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第1項に基づく管理美容師に該当しない業務届出者が、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合の管理体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが望ましい。
- (2) 業務届出者又は衛生管理責任者は、出張理容又は出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

（指導等）

第11条 保健所長は、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに衛生措置の状況を確認することができる。

- 2 保健所長は、前項で衛生措置が不十分である場合または利用者等から相談があったときは、当該出張理容師又は美容師に適切な衛生措置を講ずるよう指導することができる。

附 則

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る取扱要領（平成12年保健福祉局長決裁。以下「廃止前の要領」という。）第2条により届け出た業務開始届については、第2条による届出とみなす。
- 3 廃止前の要領に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の指導指針に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。